

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の休業補償給付並びに遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月から、最終職場であるA所在の親方であるBの所を平成○年○月○日に離職するまでの52年間、左官工として就労していた。

被災者は、平成○年○月○日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理1、PR0」と決定され、再度、平成○年○月○日付けでじん肺管理区分「管理1、PR0」との決定を受け、厚生労働大臣に対してじん肺管理区分の決定に対する審査請求を行っていたが、平成○年○月○日、入院先のC医療センターにて死亡した。死亡診断書によれば、直接死因は「間質性肺炎」、直接死因の原因「石綿」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等は「肺高血圧症」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を、また「石綿肺、続発性気管支炎」を診断名として未支給の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡及び間質性肺炎は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこ

れを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の発症した疾病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者は、長年の石綿ばく露により石綿肺に罹患して死亡した旨主張しているが、被災者は、昭和〇年から平成〇年〇月まで、左官職人として建設現場で通算して約50年間従事していたことが認められているものの、石綿ばく露作業への従事の実態は必ずしも明確ではない。

しかしながら、被災者は、建設現場においてサンダーを用いたコンクリートの仕上げ作業に従事するなど粉じんにはばく露する作業に長年従事していたものであり、じん肺法（昭和35年3月31日法律第30号）に定める粉じん作業に従事していたものと認められる。

(2) 被災者のじん肺管理区分については、労働局長はじん肺に合致する所見は認められないとして管理1との決定を行っているのに対し、D医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、管理4とすべきである旨述べている。もっとも、D医師作成のじん肺健康診断結果証明書においては、大陰影の区分の記載はなく、管理4とすべき根拠は明確とはなっていない。

一方、当審査会で鑑定依頼したE医師は、平成〇年〇月〇日撮影のX線写真において、間質性肺炎を強く示唆する所見を認めながらも、他の画像所見等総合的に判断し、「石綿ばく露等による肺線維症（じん肺）が最も考えら

れる。」として、「この時のX線写真は2型と判断できることから管理区分2以上に相当すると考える。」と述べている。

当審査会としては、一件資料を精査したところ、E医師の被災者がじん肺を発症していたとする上記意見は妥当なものと認めるところであり、上記(1)のとおり被災者の石綿ばく露状況は不明確なものの、被災者は長年粉じん作業に従事していたことは明らかであることから、粉じん作業を原因としてじん肺を発症していたとみるのが相当であり、平成〇年〇月〇日の時点において、その管理区分は管理2相当以上であったものと判断する。

- (3) E医師は、「平成〇年〇月〇日撮影の胸部CT画像では、肺線維症（じん肺）の進行に加え、著明な続発性気管支拡張症が明らかである。また、右上葉に続発性気管支炎・続発性肺炎と思われる浸潤性陰影の出現を認める。」と述べており、当審査会としても、平成〇年〇月〇日の時点において被災者には既に進行した続発性気管支拡張症及び続発性気管支炎がじん肺に合併していたものと認められるところ、被災者の合併症がいつ併発したのかは明確ではないものの、D医師はじん肺健康診断結果証明書において平成〇年〇月〇日の検査結果として続発性気管支炎の所見を認めており、同日において被災者には合併症が併発していたと判断することが相当である。

したがって、当審査会としては、本件未支給の休業補償給付の請求期間である平成〇年〇月〇日以降、被災者は療養を要する状態であったものと判断する。

- (4) なお、F医師は死亡診断書において、被災者の直接死因を「間質性肺炎」と記載し、「間質性肺炎の増悪、呼吸不全の進行により、CO₂ナルコーシスを来し死亡に至った。」と述べている。同医師の意見は、被災者が間質性肺炎を発症していたという前提で述べられているものであるところ、上記(2)のとおり、被災者の画像所見においては間質性肺炎を示唆する所見は認められるものの、被災者はじん肺を発症していたものと判断されるところであり、E医師が、「強度の肺線維症（じん肺）へ進展し、続発性気管支拡張症と続発性気管支炎を合併し、最終的に呼吸不全により死亡したと考えるのが最も妥当と考える。」と述べているように、当審査会としても、被災者はじん肺に続発性気管支拡張症及び続発性気管支炎を合併し、その増悪により呼吸不全を来して死亡したとみるのが相当と判断する。

(5) 以上のことから、被災者に発症したじん肺及びその合併症は業務上の事由によるものであり、また被災者の死亡も業務上の事由によるものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした未支給の休業補償給付並びに遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。

よって主文のとおり裁決する。